

分担研究報告書

質の高い委託のためのプロセスの展開状況

研究分担者 鳩野 洋子

厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)
分担研究報告書

質の高い委託のためのプロセスの展開状況

研究分担者 鳩野 洋子 九州大学大学院医学研究院保健学部門 教授

研究要旨:

平成 25 年度に整理した、質の高い外部委託を行うために委託元である自治体の保健専門職が委託事業のマネジメントとして行うべき事項を整理したチェックリストに基づき、新生児訪問、特定保健指導、通所型の介護予防事業に関して、その実施状況を明らかにするとともに、委託事業に対する主観的な評価、課題やそれに対する工夫の実態を把握することを目的とした。

方法は郵送自記式質問紙調査である。1,738 通を郵送し、得られた回答のうち、委託をしていると回答し、かつ委託の実施方法および委託の種別に回答しているものを対象に分析した。分析対象は、新生児訪問 157 件、特定保健指導 404 件、介護予防事業 547 件であった。

委託のマネジメント実施状況をみると、全般的に委託事業が開始される前までは関わりを持っていたが、モニタリング段階、評価の段階と進むごとに関わりが薄くなっている状況が見られた。マネジメントの実施状況、主観的評価の双方とも、新生児訪問が最も実施割合も評価の得点も高く、次いで介護予防事業、特定保健指導であった。委託に関しての困りごととして、「地域に委託先が少ない」「委託先の評価項目や評価指標が分からない」、「委託事業者が提供する保健サービスの実施状況を把握することが難しい」「住民と直接接する場が少なくなる」などの課題を保健医療専門職は感じている一方で、事業に応じた様々な工夫を行っていた。中には、委託することを活用して、地域保健活動の活性化につなげている例もみられた。

委託事業のマネジメントの必要性の周知とともに、特に評価に関する力量向上の必要性が考えられた。また、委託事業の質の向上に向けた取り組みの共有も今後の課題である。

研究協力者

- | | |
|--------|-------------------------|
| 永田 昌子 | (産業医科大学産業医実務研修センター 助教) |
| 前野 有佳里 | (九州大学医学研究院保健学部門 講師) |
| 小橋 正樹 | (産業医科大学産業医実務研修センター 修練医) |
| 森 晃爾 | (産業医科大学産業生態科学研究所 教授) |
| 曾根 智史 | (国立保健医療科学院 企画調整主幹) |
| 柴田 喜幸 | (産業医科大学産業医実務研修センター 准教授) |

A. 目的

市町村が提供する保健事業は租税により提供されており、外部委託であってもその提供の責任は自治体にあるため、その提供プロセスの管理を行う能力が自治体に求められている^り。

しかし、保健医療専門職は、基礎教育において直接的なサービス提供方法に関する教育は受けているが、外部委託のマネジメントに関する教育は全く受けていないこともあり、外部委託に関しては、「まるなげしている」といった懸念の声も聞かれる状況がある。

このため、平成25年度に整理した、質の高い保健事業の外部委託を行う上で必要なマネジメント項目の実施状況について明らかにするとともに、委託事業に関する主観的な評価、委託事業に対する課題、委託事業の質を確保するための工夫の実態を把握することを目的とした。

B. 方法

1. 調査対象

平成25年4月1日現在の全市町村1,738(災害避難区域の自治体を除く)である。自治体の統括的立場の保健師宛に自記式質問紙への回答を郵送で依頼した。

2. 調査方法 無記名自記式質問紙調査

3. 調査内容

対象とした事業は、予想される実施形態の違いを考慮して、個別サービスでありかつ施設外で提供されるサー

ビスである「新生児訪問事業」(以下、新生児訪問と記載する)、委託を前提として開始された事業であり、最も委託割合が高いことが考えられる事業である「特定保健指導」、そして集団に対する施設内で提供されるサービスである「二次予防事業対象者に対する通所型介護予防事業—運動機能向上(以下、介護予防事業と記載する)」とした。

それぞれの事業の委託実施の有無、を実施していると回答した自治体に対して、委託の実施方法、委託の種別、平成25年度に作成した保健事業委託の際のマネジメント項目の実施状況、委託事業に対する主観的評価(委託先との関係性・委託した目的の達成度、保健事業としての本来の目的の達成度、全般的な委託に対する満足度)、委託に関する困りごと、自治体の属性(自治体の種別、人口、高齢化率、保健師数)とともに、質の高い委託のために工夫していることについて、自由記載で回答を求めた。

保健事業委託の際のマネジメント項目については「とても当てはまる」「まあ当てはまる」「どちらともいえない」「あまり当てはまらない」「全く当てはまらない」の5段階で尋ねた。

委託事業に対する主観的評価は、それぞれの項目に対して、最も悪い場合を1、最もよい場合を10として、1から10までの10段階での回答を求めた。

4. 調査期間

平成25年1月15日～2月28日

5. 分析方法

分析は、委託をしていると回答し、かつ委託の実施方法および委託の種別に回答しているものを分析対象とした。

得られた回答に対してマネジメント項目に関しては頻度と割合を、主観的評価に関しては平均値と標準偏差を算出した。自由記載は、その意味内容の類似性に基づき、記載内容を整理した。

6. 倫理的配慮

本調査は無記名で実施した。また調査の実施にあたっては、九州大学医系地区部局臨床研究倫理審査委員会の承認を受けた(承認番号 25-262)。

C. 結果

分析の対象となったのは、新生児訪問 157 件、特定保健指導 404 件、介護予防事業 547 件であった。

以下、図表の番号に関して、新生児訪問は新、特定保健指導は特、介護予防事業は介として記載する。

1. 委託契約の種別と方法(新・特・介一表 1~3)

新生児訪問は、全面委託が 7.6%ですべてが随意契約であった。特定保健指導の全面委託 24.8%で競争入札が取られては、介護予防事業では、少数ではあるが一般競争入札の方法が取られていた。介護予防事業は、全面委託が 60.3%で、一般競争入札によるものもみられた。

2. 委託を行った理由(複数回答)(新・特・介一表 4・5)

新生児訪問で最も回答割合が高かったのは「市町村保健師のマンパワーが足りない」86.0%で、ついで「委託したほうが、専門性の高いサービスが期待できる」63.7%であった。その他の理由としては、「助産師による専門的なサービスが提供出来る」、「出産した病院からの訪問により継続したサービスが提供出来る」などが記載されていた。

特定保健指導事業の理由としては、「市町村保健師のマンパワーが足りない」77.5%、「住民の利便性を高める(曜日や場所)」50.5%、「委託したほうが、専門性の高いサービスが期待できる」42.0%となっていた。その他に記載された理由としては、「委託先との共同作業により、委託元保健師に刺激を与えられる」など地域保健活性化をねらうものが多かった。「複数の委託先を選択することで、委託先間の競争心を掻き立てさせる」という記載もあった。

介護予防事業の理由としては、「委託したほうが、専門性の高いサービスが期待できる」75.6%、ついで「市町村保健師のマンパワーが足りない」59.6%であった。その他の理由をみると、「送迎が可能になる」、「保健師や保健師以外の専門職の不足を補える」などが記載されていた。3事業とも「経費が節減できる」は高い割合ではなかった。

3. 質の高い委託のために実施すべき

事項の実践状況(新・特・介一表6)

事業により、実施割合は若干異なる様子が見られた。3事業を比べる中では、「とても当てはまる」「まあ当てはまる」という回答割合が全般的に高いのは新生児訪問で、次に介護予防事業、そして特定保健指導となっていた。

実施割合は異なるものの、3事業とも計画段階の項目の実施割合が全般的に高く、モニタリング段階においてその割合が低くなり、評価の段階ではさらに実施割合が減少することは共通していた。

4. 委託事業に対する主観的評価

委託先との関係性に関する評価に関して、平均点を算出したところ、新生児訪問 8.83 ± 1.09 、介護予防事業、 8.11 ± 1.42 、特定保健指導 7.78 ± 1.61 の順となっていた。

委託した目的の達成度では、新生児訪問 8.77 ± 1.05 、介護予防事業 7.92 ± 1.39 、特定保健指導 7.21 ± 1.79 であった。

保健事業としての目的の達成度は、新生児訪問 8.88 ± 1.05 、介護予防事業 7.55 ± 1.58 、特定保健指導 6.83 ± 1.69 であった。

総合的な満足度は、新生児訪問 8.89 ± 1.13 、介護予防事業 7.61 ± 1.64 、特定保健指導 6.90 ± 1.93 であった。

すべての事項において、新生児訪問の平均値が最も高く、次いで介護予防事業、特定保健指導となっていた。

5. 委託に関する困りごと(新・特・介一表7・8)

委託の計画の作成や委託先の選定

および決定の際の困りごとでは、3事業とも「地域に委託先が少ない」が最も多く、「委託先の評価項目や評価方法がわからない」が続いていた。自由記載では、特定保健指導事業では、「毎年、委託料の値上げを要求される」という費用面の問題、また「自治体と委託先との間で、地域課題と事業目的の考えが一致しない」という委託先との連携問題にまつわる記載があった。介護予防事業では、包括支援センター等の委託と連動しているために「委託先が変更できない」や、事業が運動・栄養・口腔機能の向上等の多種のプログラムであるために「委託に関わる事務量が多い」などがあった。

委託を実施している際の困りごとでは、新生児訪問と特定保健指導では「委託事業者が提供する保健サービスの実施状況を把握することが難しい」の割合が最も高く、介護予防事業では「期待するサービスの提供を委託事業者が行ってくれない」が最も高かった。その他の自由記載では、新生児訪問では、「個々の力量に差がある」、「指導内容が統一されていない」などのサービスの質の管理に関する課題が見られた。特定保健指導事業においても、サービスの質の問題、およびサービス提供量の問題について記載があった。また、「委託先保健師の中途退職率が高い」、「委託先においての担当者と保健師との連携がうまくいっていない」などの記載があった。介護予防事業においても、「事業所によって、体制・サービス内容に差がある」、

「事業所によって、スタッフのスキルに差がある」などがあった。また、「他機関へのつながりが出来ていない」、「報告が遅い（正確でない）」などの対象者や事業の管理の不足が記載されていた。

委託することによって自治体保健師に生じる問題では、「住民と直接接する場が少なくなる」「委託先との調整に時間がかかる」と続いているのは3事業に共通していた。新生児訪問、と特定保健指導では、その次に回答割合が高かった項目は「自治体保健師の実務能力が低下する/若手が育たない」で、介護予防事業は「委託先の教育に労力を要する」となっていた。

6. 当該事業の委託において、質の高いサービスを提供できる委託先の選定および委託先との連携において工夫していること

自由記載をまとめたところ、新生児訪問では、「定期的な情報交換会」や「研修会の開催」により、ハイリスク者などの情報共有やサービスの質の管理の取り組みが見られた。

特定保健指導事業においても、情報共有やサービスの質の管理に対する取り組みは行われていた。また、「実施率が下がる際は一緒になって原因を追及する」フィードバックを行うという取り組みが見られた。

介護予防事業では、「他の事業所の見学」、「事業所に出向いて、個別指導」、「一緒に事業を行う」などによる力量向上の取り組みや、「対象者情報シートの共有化」、「事業者向けサイトの開

設」などによる情報共有・情報提供の工夫がなされていた。

D. 考察

質の管理の実施状況をみると、3事業とも計画段階の項目の実施割合は高いが、モニタリング段階においてその割合が低くなり、評価の段階に関しては、モニタリング段階よりも割合が減少していた。このことは、マネジメントの基本であるPDCAサイクルが展開されていないことを意味するものであり、委託事業の質の管理における課題が明らかとなった。

今回整理された項目から考えると、モニタリングは何か方法論を学ばないといけないというものではなく、当該委託事業の自治体担当者がその必要性を認識し行動すれば可能な事項が多いと考えられた。その一方、評価に関しては、委託事業だけでなく、直営の保健活動においてもその実施が行われていないことは、地域保健従事者、ことに保健師の課題であると言われており²⁾、その能力の獲得が課題とされている³⁾。このことから、委託事業におけるモニタリングの必要性が広く周知されるとともに、評価の能力獲得に対しての方策は今後の課題と考えられた。

全般的な傾向に関しては、上述のとおりであるが、3つの事業はそれぞれ特徴が見られた。

新生児訪問においては、サービス実施の場面で1人の専門職が対応するサービスであるため、サービスの質は

個々の専門職の能力に大きく依存することになるが、委託先の選定は顔の見える関係性の中で行われていた。そのため、委託後は、委託先との密なコミュニケーションにより、困りごとの解消につながる対策が実施されていることが特徴であった。このことが、委託事業に関する主観的評価の得点の高さにつながっていることが考えられた。

一方、全般的にみてマネジメントの実施割合が低く、主観的評価の得点も低かったのが特定保健指導である。マネジメントの中でのモニタリングに関していえば、家庭の場で提供される新生児訪問に比較すれば、実施場面等への立会い等は比較的容易であることが推察され、評価も厚生労働省から評価指標も含めたひな型が示されていることから、他の2つの事業に比べれば実施に向けた環境は整えられていると考えられる。それにも関わらず、マネジメントの実施割合、そして主観的な評価が他の事業に比較して低い理由は今回の調査では特定することはできないが、自由記載から考えると、委託を前提として開始された事業であるにも関わらず、委託先との十分な連携が取れていない状況が、影響しているのかもしれない。いずれにしても本事業は生活習慣病対策の柱として開始された事業であり、広く委託が実施されていることから、マネジメントが確実に実施されることが望まれる。

介護予防事業は、民間事業者が集団

への健康プログラムを提供するサービスであるため、3事業の中では最も全面委託の割合が高くなっていた。このことは、サービスの質が事業者の体制や雇用専門職の意欲に影響されることを意味する。これに対し、自由記載からは、委託事業開始後も自治体から委託先に積極的に働きかけ、個々の委託先に情報や技術を伝えることだけでなく、委託先間のつながりもつくことで、委託先の意欲を引き出していた。またプログラム運営に主眼が置かれ、サービス利用者である住民個々への支援が手薄になりがちな状況に対して、自治体の専門職が利用者の情報を十分把握するとともに、委託先に頻繁に出向き、利用者への支援状況を確認するなどの密な連携により、対応が行われるなどの自治体の積極的な関わりが感じられた。この自治体の姿勢は、マネジメントの実施割合が特定保健指導よりも高いことからもうかがえた。

その他の着目すべき事項として、特定保健指導の委託目的の自由記載でみられたような、「委託先との共同作業により、委託元保健師に刺激を与えられる」「複数の委託先を選択することで、委託先間の競争心を掻き立てさせる」など地域保健活性化をねらうものがあつた。委託は本結果の中で示されたように、マンパワーの不足、専門性の問題で選択される手段である場合が多いが、このように委託をすることを手段として活用する視点をもつことは、委託の有効活用の一つと考え

られた。また、整理されたように保健師は委託事業の質を確保するために様々な取り組みを行っている。この「実践の智」の共有がなされるようにすることも今後と課題と考えられた。

E. 結論

- 1 3つの事業に関して、委託事業の質を確保するための間のマネジメントの実施状況等に関して調査した。
- 2 それぞれの事業において、委託事業が開始される前までに関しては、保健専門職は関わりを持っていたが、それ以降のモニタリング段階、評価段階と経るごとに関わりが薄くなっている状況が見られた。
- 3 委託事業の質の確保や向上に向けて、保健専門職は様々な工夫を行っていた。

F. 引用文献

- 1) 厚生労働省:地域における保健師の保健活動に関する検討会. 平成24年度地域保健総合推進事業 地域における保健師の保健活動に関する検討会報告書,2013.
- 2)岡本玲子. 変革期に対応する保健師の新たな専門技能獲得に関する研究. 平成18年度厚生労働科学研究費補助金健康危機管理研究事業報告書.2007.
- 3)中板育美. 公衆衛生看護活動における評価の現状と課題. 保健医療科学. 58(4), 349-354.

G. 研究発表

・Yukari Maeno, Yoko Hatono, Koji Mori, Tomofumi Sone, Tomoko Nagata, Yoshiyuki Shibata. Measures that Community Health Nurses Perform to Secure Quality of Business for Outsourcing. the 18th EAFONS 2015 Congress, February5-6, Taipei, Taiwan.

分担研究報告書

外部委託マネジメントチェックリストの開発

研究分担者 鳩野 洋子

厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)
分担研究報告書

外部委託マネジメントチェックリストの開発

研究分担者 鳩野 洋子 九州大学大学院医学研究院保健学部門 教授

研究要旨:

質の高い外部委託を行うために、委託元である自治体の保健師等の保健医療専門職が行うべきマネジメント項目を整理することを目的とした。

開発にあたっては、3段階の手順を踏んだ。平成 25 年度の第一段階、第二段階を経て修正した項目に関して、本年度は第三段階として、修正した項目と、研究班で整理したそのことを実施するねらいとその理由に関しての意見を問うグループインタビューを実施した。インタビュー結果に基づき、再度修正を行い、最終的に委託の検討する時間軸を考慮し、【委託の検討および決定】7項目、【委託方法・委託先の検討】6項目、【仕様書・契約書の作成】3項目、【契約締結から事業開始までの委託先との調整】4項目、【契約締結から事業開始までの自治体内での準備】3項目、【委託事業者によるサービス提供期のモニタリング】4項目、【委託事業者によるサービス提供終了時の評価】6項目、【体制】5項目からなるチェックリストを作成した。

チェックリストは、その作成プロセスから一定の内容妥当性を有していると考えられた。今後は本チェックリストの活用が委託事業のアウトカムに寄与するかの検証、および保健専門職への普及が課題である。

研究協力者

森 晃爾	(産業医科大学産業生態科学研究所 教授)
曾根 智史	(国立保健医療科学院 企画調整主幹)
永田 昌子	(産業医科大学産業医実務研修センター 助教)
前野 有佳里	(九州大学医学研究院保健学部門 講師)
柴田 喜幸	(産業医科大学産業医実務研修センター 准教授)
小橋 正樹	(産業医科大学産業医実務研修センター 修練医)

A. 目的

市町村が提供する保健事業は租税により提供されており、外部委託であってもその提供の責任は自治体にあるため、その提供プロセスの管理を行う能力が自治体に求められている¹⁾。

しかし、保健医療専門職は、基礎教育において直接的なサービス提供方法に関する教育は受けているが、外部委託のマネジメントに関する教育は全く受けていない。

いくつかの市町村では外部委託事業に関して意識的な質の管理を実施している状況もあるが²⁾、多くの市町村では保健医療専門職が質の高い委託方法を模索しつつ、外部委託を実施している状況が想定される。しかし、この状況は住民に対し質の高い保健サービスを提供し、住民の健康の維持・向上に寄与するという市町村の保健サービスの基本的な目的を果たす上で、望ましい状況ではない。

そこで本研究では、質の高い外部委託を行うために委託元である自治体の保健医療専門職が実施すべき事項を明らかにしてそれが広く活用されるよう、チェックリストとして整理することを目的とし、平成 25 年度から項目の抽出を行ってきた。本年度は昨年度作成した案をより精錬し、項目を確定することを目的として研究を行った。

B. 方法

①調査方法

グループインタビュー

②調査対象・内容

調査対象者は本研究における平成 25 年度、26 年度に外部委託の良好実践事例としてヒアリングを行った自治体対象者 4 名、過去、自治体に所属していた際に外部委託を行った経験を有する有識者 1 名、計 5 名である。

参加者にはマネジメント項目と、それぞれの項目のねらいとなぜそれを実施する必要があるのかを記載したものを事前に送付した上で、グループインタビューに参加してもらった。

インタビューでは、

- ・項目の可不足
- ・項目の構成
- ・記載事項の内容や表現

に関して、自由に意見を語ってもらった。

③分析方法

書き起こした逐語録から、修正が必要と言われた点に関して抽出し、意見に対して研究班内で検討し、修正した。

④倫理的配慮

インタビューは、産業医科大学倫理審査委員会の承認を受けて実施した。インタビューにあたっては研究目的、個人情報の保護の方法、研究の中断の権利、研究の公表の方法について、口頭で説明を行うとともに、承諾書へのサインを得た。

C. 結果

以下のような、様々なコメントが得られた。

- ・ターゲットの明確化 委託になれていない保健師をターゲットにしたほうがよい
- ・語尾が過去形である
チェックリストであるなら、現在形にする
- ・不足している項目がある
- ・計画段階の項目が多すぎる
関連する項目ごとにわけてはどうか
- ・項目の混在
実際に行うことと、仕様書等に盛り込まれるべき事項が混在している
- ・保健師と専門職のかき分け
どこをねらってかき分けているのか
- ・項目の移動
体制等へ移したほうがよいと思われる項目等がある
これらの意見にもとづき、対象は委託に慣れていない人が読むことを想定すること、過去形を現在形に変更、項目の加除や削除を行う、計画段階の項目を細かく分ける、保健師や専門職の表現は保健医療専門職に統一する、項目を並べる順序やグループ化を再検討すること等を行い、最終的に8カテゴリ38項目から成るチェックリストを整理した(表1)。

D. 考察

今回、質の高い委託を行うためのマネジメントのためのチェックリストを開発した。チェックリストは、3段階の手順を経て作成していることから、一定の内容妥当性を有していると

考えられる。ただし、妥当性をより高めるためには、保健医療専門職に試用してもらい、このチェックリストの活用が、委託事業のアウトカムにつながるのかの検討が必要である。

このように妥当性の確認にはまだ課題はあるが、保健事業の委託は広く行われているにもかかわらず、マネジメントの展開方法を具体的に示したものがなかったことを考えると、本チェックリストの開発は、委託事業の質の確保の上で意義を有すると考えられる。今後は本チェックリストの保健医療従事者への周知が課題である。

E. 結論

- 1 38項目からなる質の高い委託を行うためのマネジメントチェックリストを開発した。
- 2 本チェックリストは、一定の内容妥当性を有していると考えられた。
- 3 今後は、本チェックリストが保健医療従事者に広く周知されることが望まれる。

F. 引用文献

- 1) 厚生労働省:地域における保健師の保健活動に関する検討会. 平成24年度地域保健総合推進事業 地域における保健師の保健活動に関する検討会報告書,2013.
- 2)清水京子、大谷直美、西原睦子、他: 母子保健業務の委託の実際:保健師ジャーナル,61(10)918-923,2005.
- 3) 日本看護協会. 地域保健サービス提供体制に関する報告書」(平成16年

度 地域保健サービス提供体制に
関する検討小委員会 2005

G. 研究発表

・鳩野洋子、森晃爾、曾根智史、前野
有佳里.保健事業外部委託のマネジメ
ントと保健師の役割 . 第3回日本公
衆衛生看護学会ワークショップ.2015
年1月11日.

表1 委託事業のマネジメントチェックリスト

【委託の検討および決定】

- 委託を考える事業の目的を明確にする
- 委託するメリット・デメリットの双方を検討する
- 委託に関する自治体の方針・方向性を確認する
- 対象事業に関する自治体内の資源(人員・予算)についてアセスメントを行う
- 対象事業に関する地域の資源についてアセスメントを行う
- 委託する目的を明確にする
- 委託する事業の目的、内容や、委託を行う目的について、事業に関係する職員(一般職および保健専門職)で合意する。

【委託方法・委託先の検討】

- 委託事業者に求める具体的な業務内容を明確にする
- 委託契約の方法(一般競争入札か、随意契約か)の方法について、事業に関係する職員口で合意する。
- 委託することによって生じるデメリットを軽減する方法を検討する。
- 委託する事業に関して、委託後に保健専門職が行う役割を明確にする
- 委託事業者の選定に関して、その選定基準を事業に関係する職員で合意する
- 委託する可能性のある事業者の業務実績や業務遂行能力について情報収集する

【仕様書・契約書の作成】

- 必要な事項が盛り込まれた仕様書・契約書を作成する。*
- 仕様書・契約書に記載することが難しい詳細な実施を求める事項に関して、仕様書以外の実施要領やマニュアル等で提示する
- 仕様書・契約書の作成に一般職の協力を得る。

【契約締結から事業開始までの委託先との調整】

- 委託事業者と事業の目的を共有する
- 委託事業のモニタリングを行う保健専門職を決める
- 委託事業者との調整窓口となる保健専門職を決める
- 委託事業者の担当窓口(担当者)を明確にする

【契約締結から事業開始までの自治体内での準備】

- 事業のモニタリングの方法を具体的に決定する
- 事業の評価方法を具体的に決定する
- 対象となる住民の意見や苦情等を把握できる場やしくみを整える

【委託事業者によるサービス提供期のモニタリング】

委託事業のモニタリングを行う

- 契約内容に準じたサービスが提供されているかを確認する
- 委託事業者のサービスの質を具体的に確認する
- 対象となる住民の反応を確認する機会を設ける
- 委託事業者の担当者と日常的に意見交換を行う

【委託事業者によるサービス提供終了時の評価】

委託事業の評価を行う

- 委託した事業の保健事業としての目的の達成度の評価を実施する
- 委託した目的の達成度の評価を実施する
- 契約内容の遵守状況に関する評価を実施する
- 委託先に評価結果をフィードバックする
- 評価結果をふまえ、委託継続の可否を含めた検討を行う
- 評価結果をふまえた委託事業の改善を行う

【体制】

- 保健事業における委託をどのように考えるか、保健専門職間で合意している
- 委託するか否かに関して、保健専門職の意向が反映される(体制がある)
- 委託契約の方法(一般競争入札か、随意契約か)に関して、保健専門職の意向が反映される体制がある。
- 委託事業者の最終的な決定に、保健専門職は関与できる(体制がある)
- 委託事業者との日常的な意見交換以外に、時間をかけて話し合う場が設定できる

分担研究報告書

「地方自治体における保健事業の外部委託実践ガイド」 の作成

研究分担者	永田	昌子
研究分担者	曾根	智史
研究分担者	鳩野	洋子
研究分担者	柴田	喜幸
研究代表者	森	晃爾

厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業)
分担研究報告書

「地方自治体における保健事業の外部委託実践ガイド」の作成

研究分担者	永田 昌子	産業医科大学	産業医実務研修センター	助教
研究分担者	曾根 智史	国立保健医療科学院	企画調整主幹	
研究分担者	鳩野 洋子	九州大学大学院	医学研究院保健学部門	教授
研究分担者	柴田 喜幸	産業医科大学	産業医実務研修センター	准教授
研究代表者	森 晃爾	産業医科大学	産業生態科学研究所	教授

研究要旨: 研究全体の成果物として、保健事業を外部委託する自治体の保健医療専門職向けのガイド(「自治体における保健事業の外部委託実践ガイド」)を作成した。保健事業の質を確保し、事業全体の目的を達成するために、自治体保健医療専門職が理解しておくべき事項、実施することが望ましい「マネジメント項目」のチェックリストと説明を盛り込んだ。

ガイドの作成は、研究班で作成したガイド案をもとに構成や内容についてグループディスカッションで聞き取り調査を実施し、聴取された意見をもとに再度研究班で検討し完成とした。ガイドの構成は「マネジメント項目」に加え、「委託の基本的な考え方」「委託の流れ」、「仕様書の例」、「関連法令」を追加した。今後、保健医療専門職に普及していくことが望まれる。

研究協力者

前野 有佳里 九州大学大学院 医学研究院保健学部門
小橋 正樹 産業医科大学 産業医実務研修センター

A. 研究の背景と目的

1. 目的

本研究の目的は、2年間の研究全体の成果物として、保健事業の外部委託において、事業の質を確保し委託事業を行うために、理解しておくべき事項、実施することが望ましい事項の内容を盛り込んだガイドを作成することである。

グループディスカッションを行い、聞き取り調査を募った。グループディスカッションで得られた意見を参考に、研究班でガイド案の修正を重ねた。

1) グループディスカッションについて

ア)参加者:本研究でインタビュー調査を行った対象者のうち7名に対して参加を依頼し、うち5名が研究参加を承諾した。

B. 方法

1. 作成方法

研究成果物をもとに研究班で検討を行い、ガイド案を作成した。ガイド案を叩き台としてガイドの構成や内容について

イ)グループディスカッション実施日

平成26年11月

ウ)グループインタビュー方法

事前にガイド案については送付し、グループインタビューで、ガイド案の構成

や内容について意見を募った。

当日は、研究班メンバー3名が進行役として参加し、進行役から研究の趣旨の説明とグループインタビューの目的、個人情報保護、録音について説明し、承諾を得た。インタビュー時間は2時間半程度とした。

エ)録音したインタビューは、逐語録におこした。逐語録や記録から、整理した。この分析は、グループインタビューに参加した研究班員3名と研究班員1名で実施した。

オ) 倫理的配慮

インタビュー調査の実施にあたっては、事前に調査の概要、目的、方法、倫理的配慮、協力しなくても何ら不利益を被らない旨について記載した説明文書を送付および電話にて説明し、調査協力を依頼した。協力が得られた場合のみ調査を実施した。実施の際には、再度調査目的を説明するとともに、中断の自由、研究結果の公表方法に関して口頭・書面で説明し、承諾のサインを得た。なお研究計画は、産業医科大学倫理委員会で承認を得た。(H25-044号)

C. 結果及び考察

ガイドの使用対象者は、自治体保健師とした。ガイドに盛り込む内容として、「マネジメント項目」だけでなく、委託に関わったことがない保健師が利用しやすいように、「委託の基本的な考え方」「委託の流れ」、「用語の説明」「仕様書の例」、「関連法令」などの追加の必要性についての意見があったため、加えた。ガイド案では収集事例のポイントを抜粋し、関連したマネジメント項目に付属してマネジメント項目に載せていた。しかし読み

やすい配置にするよう意見があったため、マネジメント項目に載せるものは事例ポイントとした。事例集としては別の章にまとめて配置した。その結果、2章と付録の構成となり、「地方自治体における保健事業の外部委託実践ガイド」は、下記のような構成となった。

第1章 保健事業外部委託に関わる基本的な考え方

第2章 保健事業外部委託の流れ

第3章 保健事業外部委託のマネジメント

第4章 事例集

〈付録〉

1. 仕様書作成の作成例

2. 外部委託に関わる法律

D. 結論

1、研究全体の成果物として、保健事業を外部委託する自治体の保健医療専門職向けのガイドを作成した。

2、保健事業の質を確保し、事業全体の目的を達成するために、自治体保健医療専門職が理解しておくべき事項、実施することが望ましい「マネジメント項目」のチェックリストが盛り込まれた。

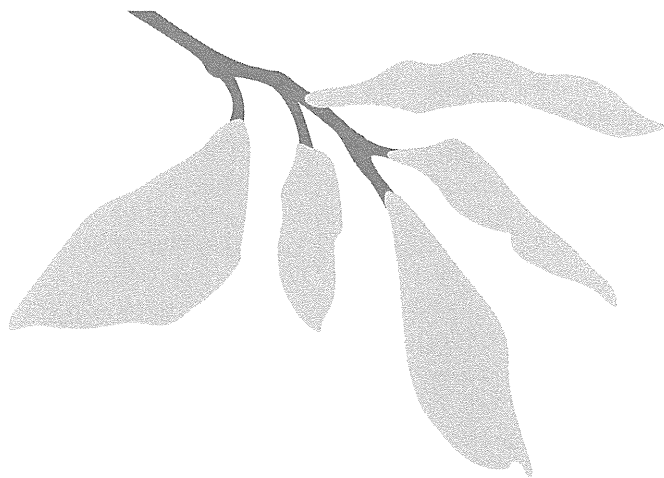
3、今後、自治体の保健医療専門職への普及が望まれる。

E. 参考文献

なし

F. 研究発表

なし



地方自治体における 保健事業の外部委託実践ガイド



厚生労働科学研究

地方自治体が行う保健事業の外部委託において、
事業の質を確保するための方策に関する研究

はじめに

本ガイドは、地方自治体が実施する多くの保健事業が外部委託されている現状を鑑み、保健専門職が委託のプロセスに積極的にかかわり、外部委託を効果的に行い、事業全体の水準を向上させるための指針を示すために作成されたものです。

保健事業の外部委託にはメリットとデメリットがありますが、そのことを十分に検討したうえで委託方針を決定します。その上で外部委託を効果的なものにするため、まず委託の方法を定め、仕様書等の形式で要求事項を明確にします。そして、委託先の選定、モニタリングを含む実施中の管理、委託先の見直しといったプロセスを適切に行っていく必要があります。その際、プロセスは共通であっても、その具体的な内容は、自治体の規模、外部委託を行う事業の内容、地域資源の状況によって異なってきます。そのため、より参考になるガイドを作成するために、まず好事例調査を実施しました。

調査の結果から、質の高い事業者を選別ができるほど地域資源が豊富な自治体は大都市部に限られており、むしろ地域資源が限られる中で、事業者と関わりながら地域資源を育成していくというアプローチを取っている事例が得られてきました。そのような自治体では、自治体としての方針や委託内容は明確にしながらも、委託先における具体的な実施計画や実施、効果評価の全過程で積極的に関わりながら、委託先のサービスの質の改善を支援していました。また、その経過を通じて、委託元である自治体自身の委託プロセスも継続的に改善されていました。すなわち委託先の質の向上を目指したPDCAサイクルと自治体における委託作業のPDCAサイクルの二つが廻りながら、事業全体の質が向上していくというイメージを持つことができました。また、そのようなPDCAサイクルが廻るためには、委託の体制が重要であることが明らかになりました。

本ガイドは、汎用性のある形で委託のあり方を明確化し、各ステップにおいて実施すべきマネジメント項目について解説して、できるだけ多くの保健事業の外部委託において活用されることを目指して作成されました。また、調査で得られた好事例が示されており、具体的な工夫を参考にすることもできます。

本ガイドが、自治体の保健専門職に活用され、円滑な外部委託の実施、地域資源の育成、そして保健事業の質の向上に役立つことを祈念しています。